

令和2年1月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和2年1月総会

## 萩市農業委員会総会議事録

1月16日(木) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

### ○提出議案

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について  
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について  
議案第3号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について  
議案第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について  
議案第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
議案第6号 現況確認書の交付について  
議案第7号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

### ○出席委員(16名)

欠席	品川民雄	2番	田村廣
3番	原田知美	欠席	吉村榮子
5番	小野村壽美夫	6番	佐伯泰資
7番	烏田茂夫	8番	長富繁美
9番	原川久美子	10番	岡崎弘明
11番	松田由美子	12番	守永正範
13番	鈴川肇	14番	藤田芳昭
15番	中村博和	16番	矢次利典
欠席	吉村剛	18番	尾木武夫
19番	片岡兼雄		

### ○議事録署名委員

2番 田村 廣                      16番 矢次 利典

### ○議 事

事務局長 只今から、令和2年1月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、16名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、2番 田村委員、16番 矢次委員にお願いいたします。

なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供しますが、議案2ページの第1項と第2項と議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」議案5ページの第2項と第3項は関連がありますので、同時審議とします。事務局は順に説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第1号第1項と第2項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

この案件は、農地に営農型の太陽光パネルを設置する為、パネルを設置する部分について、区分地上権を設定するものです。

第1項について、申請地は●●●、地目は登記、現況とも田、面積2,503㎡のうち420㎡です。借受人は、●●●、●●●さんで、貸付人は、●●●の●●●さんです。

第2項について、申請地は●●●、地目は登記、現況とも田、面積4,109㎡のうち420㎡です。借受人は、第1項に同じく、●●●さんで、貸付人は、●●●の●●●さんです。●●●さんと●●●さんは、親子関係です。

次に場所ですが、現地につきましては1月8日●●●地区担当の●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推

進員さん事務局で確認しました。

第1項の申請地は●●●から、東へ約1.6kmの地点にあり、着色した箇所となります。●●●がこちらで、この私道を入れてこの辺りが集落になります。ここから、降りたところのここになります。

第2項の申請地は、●●●から、南へ600mの地点にあり、着色した箇所となります。県道から入った横のこの部分になります。

契約内容は、区分地上権の設定で、期間は10年となります。区分地上権とは、地上又は空間に上下の範囲を定め、工作物を所有するために、設定する権利となります。区分地上権の設定等の許可基準は、「区分地上権の設定等の許可基準」にある二つの項を満たす必要があります。まず、1.その権利の設定または移転に係る農地等及び周辺の農地等に係る営農条件に支障を生ずる恐れがないこと、

次に、2.その権利の設定又は移転に係る農地等を、その権利の設定又は移転に係る目的に供する行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得る必要があるということです。これにつきましては、農地の所有者と借受人の賃貸借契約書があるため問題ありません。

以上2項目に付きまして許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

事務局

つづきまして、第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」第2項と第3項についてご説明します。先ほど、3条で説明があった所の一時転用になります。営農型太陽光発電設備をされますが、そちらの支柱部分の一時転用になります。議案は5ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

現地確認につきましては、先ほど説明があったとおりでございます。

第2項申請地は、●●●、地目は登記・現況とも田、第5条につきましては、面積2,503㎡の内0.57㎡になります。

次に、第3項申請地は、●●●、地目は登記・現況とも田、面積4,109㎡の内0.54㎡になります。なお、第2項、3項ともに転用者は、●●●に本店を置く●●●です。

転用目的ですが、転用者が申請地にそれぞれパネル256枚、パネルの水平投影面積420.09㎡、発電出力49.5kwの営農型太陽光発電設備を設置するため、支柱及び付属設備の設置部分について、所有者から無償で土地を借り受け、10年間の一時転用を行うものです。営農型太陽光発電は、発電設備下部での営農が継続さ

れることが条件です。営農については、●●●さんが代表者の●●●さんが水稻を栽培されており、今後10年間の営農計画書が添付されています。

(スクリーンに分間図を表示)

次に隣接農地の関係ですが、第2項につきましては、この緑の部分が営農型太陽光発電設備を設置する農地となって、その両サイドにつきましては、耕作者は同じで、●●●さんが営農をされています。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、太陽光パネル256枚を設置します。支柱の高さは基準とされる2mより高い3mとなっています。これは●●●さんが使用される農業用機械のうち、コンバインの高さが2.7mですので、コンバインが入る高さに設定したものです。支柱と支柱の間隔も、農業用機械の運転の妨げとならないよう、4mから4.2mの間隔をとっています。第2項は支柱の本数は111本、これに電柱や付属設備の面積を加えて、一時転用の面積は0.57㎡です。

第3項につきましては、隣接農地の関係ですが、こちらの着色した箇所が営農型太陽光発電設備を設置する農地となって、その両サイドにつきましては、●●●さんが耕作されていますが、隣接農地承諾書が提出されています。

第3項の配置図につきましては、太陽光パネル260枚を設置します。支柱の高さは基準とされる2mより高い3mとなっています。支柱の本数は104本、これに電柱や付属設備の面積を加えて、一時転用の面積は0.54㎡です。

営農を継続させるため、用排水や被害防除について問題はありませんが、発電設備の設置にあたっては、設置の時期に配慮し、周囲の農作業に支障がないよう依頼したところです。

また、一時転用許可期間中、発電設備下部での営農が適正に行われているか確認するため、営農者は年1回、収穫物の単収等を農業委員会に報告する必要があります。地域の平均的な単収と比較し、おおむね2割以上収量が減少している場合には、適切な営農が行われていないと判断され、改善要求や事業廃止をお願いすることとなります。お手元に、議案第2号第1～3項の参考資料をお配りしております。平成25年3月31日以降、支柱を立てて営農を継続す

る太陽光発電設備等の設置に係る一時転用の許可が可能となつてから、平成30年5月15日に取扱いの変更が行われたものですが、営農の継続に係る部分は4の「その他の要件」に記載されておりです。これらの要件はクリアされています。

なお、一時転用許可期間は両項ともに、下部で営農される方が担い手であり、10年以内に設定でき、その後、再度一時転用の許可を受けることで、発電事業の継続が可能となります。

その他としまして、農用区域内農地であるため、市農政課から、一時転用について農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすものではない旨の意見書が提出されています。また、一時転用完了後は、転用者の負担により発電設備を撤去し、原状回復する旨の誓約書が添付されています。

参考ですが、別の資料から取ったものですが、このような形になるかと思えます。下で農作物を栽培し、支柱を立てて、その農地の上側で太陽光発電をするという格好になります。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第16番 この件につきましては、1月8日に事務局2名、●●●委員と●●●推進委員と●●●推進委員、私と貸付人の●●●さんと借受人の●●●さん立会いのもと、現地確認を行いました。詳細につきましては、今事務局より説明があったとおりでございます。設置後は、水稻を作付けされるということで、今年の5月までには、工事を終わらせるということでございました。ソーラーパネルも改良されて遮光率も27%ということで、水稻の作付けについては、あまり影響はないと思っております。それと、先程の説明もあったとおり、高さ3m、幅も4m程度あるということで、機械を入れても支障なく作業できると思っておりますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。実際にこういう事例は他にもあるかと思いますが、8割の収量になるのではないのでしょうか。

事務局 資料では収量は取れるようには説明されています。資料には、トマト栽培が載っていましたが、十分日光量もあり、収量がとれるので、他の野菜でも収量が取れるように説明はされています。去年4月に●●●で出た案件がありましたが、実際今回の●●●地域の2件と●●●の件が、萩では初めての営農型太陽光発電になるので、事務局としては、どういう形になるのか、注視していきたいと思っています。

議長 ●●●との契約は20年ですか。

事務局 はい。20年です。

議長 今そういった転用をして、20年先まで周辺の農地に影響を与えずに管理出来るかというところでしょうか。たとえば、自分は高齢で耕作が出来ないから、第三者が預かって太陽光発電をします。最初のうちはきちんと管理するということでしたが、条件が変わってきて、20年先までの契約があっても不安があり、そういう懸念がありますが。

事務局 営農型は毎年一回、営農される方から報告を出していただくようになるので、事務局としても見ていかななくてはならない案件にもなります。担当地区の農業委員さんにも、確認をお願いしていただくようになります。この前の現地確認で、●●●さんが言われてましたが、水稻の作付けをされて、その冬の間にも発電が収入になるということでしたので、就農者の所得の増加につながると思われま。今からこういう案件が増えていくかわかりませんが、事務局としても管理、注視等していきたいと思えます。

第14番 ひとついいですか。風速何メートルの風まで耐えられるのでしょうか。台風の際にテレビなどの報道で物があちこち飛んでいく場面が見受けられますが、そのあたりはどうですか。

事務局 基本的には台風にも耐えられる強度はあると説明は受けております。議案第2号の第3項は高い所にあつて風が強いと説明を受けましたが、台風にも耐えられるということなので、それを信頼するしかないのかとは思えます。あとは、保険等に入るという事なので。今回の案件につきましては、設置は●●●さんがされるので、営農者の方には農地を貸すということだけで、収量は少し減るかと思えますが、費用負担などはないと思えます。

事務局 営農型太陽光が設置された農地については、農地パトロールの利用状況調査で毎年調査をするように決まっておりますので、今後、見ていかないといけなくなります。

議長 他にございませんか。

(委員が挙手)

第18番 この維持管理は地主がやるわけで、その中で作物を栽培するということですが、そうすると、一般的な小作料、賃貸料が地主に入ってくるのではないかと思いますが、その辺りがわかれば教えていただきたいのですが。

事務局 一般的なものはわからないのですが、今回の●●●の案件については、㎡当たり50円が●●●さんに入るという事になります。発電した売電のお金についても、まだ、はっきり決まっていませんが、売電量のうちの何割かが所有者さんに入るという事になっています。

第18番 農地が荒れて管理不十分ということは借り手から指摘があるのですか。農業委員会の方で管理するのですか。

事務局 営農者の方から、毎年一回どれだけ採れたか報告をしていただくというかたちになります。

第18番 3メートルという高さはいいとは思いますが、柱が相当立つので、機械が動きづらく、作業しづらいと思いますが。

事務局 私たちも、作業しづらいと思いますが、高さも3メートルと十分とってありますし、幅も4mから4.2mと十分とってありますので、コンバインについても、作業できる広さはとってあります。

議長 杭の回りの作付けが出来なければ、それだけでも何割か収量も減り、日照条件は、山陽側は良いが山陰側は悪いですし、作付け面積は狭くなりますが、8割取れましたと言えばそれまでです。周辺への影響は、年一回のわれわれの現地調査の中で出来ませんが、実際、●●●の●●●のところの防草シートで覆われている場所があるのですが、その間から葛が出てきてソーラーの上に巻きついてどうにもならなくなっています。そういうのを見ると不安にもなりますが。今からこのような案件がたくさん出てきて、農業者に不利益が出な



いよう、許可するにしても、今後われわれで、十分注視していくことが大切だろうと思います。

議 長        それでは採決いたします。第1項と第2項、及び議案第2号第2項と第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長        全員賛成ですので、原案のとおり決定いたしました。

議 長        議案第1号、第3項を議題に供しますが、議案2ページの第3項と議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」議案6ページの第4項は関連がありますので、同時審議とします。事務局は順に説明をお願いします。

事 務 局        それでは、議案第1号第3項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

この案件は、農地に営農型の太陽光パネルを設置する為、パネルを設置する部分について、区分地上権を設定するものです。昨年4月に申請があったものですが、3年を10年にするというもので、期間が変更になる申請でございます。

申請地は、●●●、地目は登記、現況とも田、面積2,180㎡のうち488.7㎡ほか2筆です。借受人は、●●●、●●●さんで、貸付人は●●●の●●●さんです。

次に場所ですが、申請地は●●●から西に500mの定点にあり、4月に申請があったのと同じ案件で、着色した箇所となります。契約内容は、区分地上権の設定で期間は10年となります。

「区分地上権の設定等の許可基準」は、1.その権利の設定または移転に係る農地等及び周辺の農地等に係る営農条件に支障を生ずる恐れがないこと、2.その権利の設定または移転に係る農地等を、その権利の設定又は移転に係る目的に供する行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていることで、これにつきましては、農地の所有者と借受人の賃貸借契約書があるため問題ありません。

以上2項目に付きまして許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

事務局

つづきまして、議案第2号第4項についてご説明します。議案は6ページです。

この案件は、昨年4月の農業委員会総会でご審議いただき、許可した案件と同じものとなります。当初、親子間での利用権設定がされておらず、一時転用の期間が3年での許可でしたが、昨年12月1日を始まりとする利用権設定をされ、3条及び5条の許可の取消の申請があり、新たに3条及び5条の許可申請の提出がされたものです。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●から北西へ500m、●●●農業振興地域整備計画に定められた農用区域内農地です。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも田、面積2,180㎡の内1,95㎡、外2筆、合計5,402㎡の内5,56㎡、転用者は、●●●に本店を置く●●●で、所有者は●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、転用者が申請地にパネル888枚、パネルの水平投影面積1,454.33㎡、発電出力49.5kwの営農型太陽光発電設備を設置するため、支柱及び付属設備の設置部分について、所有者から無償で土地を借り受け、10年間の一時転用を行うものです。

営農型太陽光発電は、発電設備下部での営農が継続されることが条件です。営農については、●●●さんの息子の●●●さんが、●●●番、●●●番については無農薬栽培の水稻、●●●番はそばを栽培されており、今後10年間の営農計画書が添付されています。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、●●●番・●●●番については西側・南側に農地があり、●●●番については北側・南側に農地が隣接しており、それぞれの農地の所有者または耕作者から隣接農地承諾書が提出されています。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、まず●●●番の配置図です。太陽光パネル300枚を設置します。外の2筆も同様ですが、支柱の高さは基準と

される2 mより高い3 mとなっています。これは●●●さんが使用される農業用機械のうち、コンバインの高さが2.5 mですので、コンバインが入る高さに設定したものです。支柱と支柱の間隔も、農業用機械の運転の妨げとならないよう、3 mから3.3 mの間隔をとっています。支柱の本数は187本、これに電柱や付属設備の面積を加えて、一時転用の面積は1.95 m<sup>2</sup>です。

次に●●●番の配置図です。パネル300枚、支柱の本数146本、電柱や付属設備の面積を加えて1.77 m<sup>2</sup>です。

最後に●●●番の配置図です。パネル288枚、支柱の本数162本、電柱や付属設備の面積を加えて1.84 m<sup>2</sup>です。

営農を継続させるため、用排水や被害防除について問題はありますが、発電設備の設置にあたっては、設置の時期に配慮し、周囲の農作業に支障がないよう依頼したところです。

また、一時転用許可期間中、発電設備下部での営農が適正に行われているか確認するため、営農者は年1回、収穫物の単収等を農業委員会に報告する必要があります。地域の平均的な単収と比較し、おおむね2割以上収量が減少している場合には、適切な営農が行われていないと判断され、改善要求や事業廃止をお願いすることとなります。お手元に、議案第25号第4項の参考資料をお配りしております。平成25年3月31日以降、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等の設置に係る一時転用の許可が可能となってから、平成30年5月15日に取扱いの変更が行われたものですが、営農の継続に係る部分は4の「その他の要件」に記載されているとおりです。これらの要件はクリアされています。

なお、最初にご説明したとおり、利用権設定で下部の農地では担い手の●●●さんが耕作されますので、10年間の一時転用となり、再度一時転用の許可を受けることで、発電事業の継続が可能となります。

その他としまして、農用地区域内農地であるため、市農政課から、一時転用について農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすものではない旨の意見書が提出されています。また、一時転用完了後は、転用者の負担により発電設備を撤去し、原状回復する旨の誓約書が添付されています。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第 2 番 この件につきましては、4月に申請があったもので、特にありませんが、全国農業新聞で、●●●の農園でこのような営農型をやっているという記事が出ていました。その中で、性能の良いパネルが使われており、後押しするような記事を思い出しましたことを付け加えておきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。議案第1号第3項、及び議案第2号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第1号、第4項の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号第4項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも田、面積334㎡外9筆、田の面積が8,269㎡畑の面積が1186.14㎡、合計9,455.14㎡です。譲受人は、●●●の●●●さんで、耕作面積は0㎡ですが、譲受後の面積は9,455.14㎡となります。権利の種類は所有権移転で財産分与です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、当事者の協議による財産分与ということで、双方連名により本申請に至ったものです。譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、取得後の農作業従事日数は、ご本人さん120日で、親戚の協力も得ながら、農作業を行われる予定です。

次に場所ですが、現地については1月9日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で確認しました。

申請地は、●●●から、東へ約2kmの地点にあり、●●●さん  
お宅から約1.5kmの、着色した個所となります。また、●●●さ  
んの実家からは数百mです。こちらに●●●があって、バス停がこ  
こで、県道を挟んで川があり、ここになります

営農計画ですが、申請地はこれまで田、畑として利用されており、  
水稲、野菜、果樹等を栽培されます。

農機具については、耕うん機1台、草刈機1台を保有されており、  
その他必要な農機具については、親戚の協力に対応されます。以上、  
農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満  
たしています。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長        それでは、●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足  
説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長        はい、●●●委員をお願いします。

第14番        この案件につきましては、1月9日、●●●委員さんと私と●●●  
●推進委員さん、事務局2名とで現地確認をしました。この地図に  
書いてある中で、未整備農地につきましては、かなり荒れて耕作放  
棄されて、耕作出来ないところもあります。基盤整備されたところ  
は、今まで小作に出しておられたので、きれいになっています。今  
年までは、水稲がされてきました。未整備農地のところは、無理で  
すが、基盤整備されたところは、これから作っていくということな  
ので安心ですので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長        これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長        それでは採決いたします。第4項について、原案のとおり決定す  
ることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長        全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

議 長        第5項の説明をお願いします。

事務局

それでは、第5項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも田、面積2,000㎡、  
です。譲受人は、●●●の●●●さんで、耕作面積は16,503  
㎡、内容は田及び畑です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲  
渡人は●●●、●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは高齢で、耕作が困難な  
こと、後継者もいないことから農地を手放すこととし、譲受人の  
●●●さんは規模拡大の意向があることから、合意に至り、双方連  
名により本申請に至ったものです。譲受人の●●●さんは、年齢●  
●●歳で、田が約1町7反、畑が約4反のあわせて2町1反の農業  
経営に従事されており、年間農作業従事日数は、ご本人さん300  
日、奥さん150日となっています。

次に場所ですが、現地については1月9日、●●●地区担当の●  
●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん事務局で確認  
しました。

申請地は、●●●から北西へ約3.3kmの地点にあり、着色した  
箇所となります。●●●さんの自宅から約0.3kmの位置にあり  
ます。●●●から●●●に向かう県道がここで、●●●の辺りから  
私道をずっと行って、●●●の工場がこの辺で、私道を行ったここ  
です。

営農計画ですが、申請地はこれまで田として利用されており、取  
得後も田としてとして耕作する予定です。

農機具については、草刈機3台、トラクター1台保有され、ほか  
に、共同利用の田植機、コンバインを利用される予定です。以上、  
農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満  
たしています。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

それでは、●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足  
説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長

はい、●●●委員お願いします。

第14番

本件につきましても、●●●委員さんと私と●●●推進委員さん、  
事務局2名とで現地確認をしました。●●●さんにつきましては、  
畑と田んぼをやっておられますが、特に畑の関係で、●●●や、●

●●●の●●●に出しておられますので、畑が不足ということで、新たに田を購入されて、野菜等植えられて、●●●の●●●にしっかり出していただけるということで、購入されたいということです。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長           これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長           それでは採決いたします。第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長           全員賛成ですので、第5項は原案のとおり決定いたしました。

議 長           議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事 務 局           議案第2号第1項についてご説明します。議案は5ページです。昨年12月25日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●から南西へ1km、宅地化が進行する第1種低層住居専用地域内にあり、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積198㎡です。転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、転用者の●●●さんが近隣に借家を所有されていますが、入居者の駐車場が不足していることから、申請地を取得し駐車場7台分を整備するもので適当です。場所になりますが、こちらに●●●の●●●があります。上の●●●から来てこちらになります。●●●さん所有の借家が4軒あります。この辺の通路に一台分止められるか止められないかくらいなので、こちらの申請地を取得して駐車場として整備されるものです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側・西側は道路、東側・西側は宅地のため問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、申請地にこのように7台分の駐車場を設けます。

用排水計画ですが、雨水は自然流下で道路側溝へ排水し、汚水は発生しないため問題ありません。

被害防除計画ですが、切土、盛土は行わず整地します。隣接地との境界にはブロック塀を設置する予定で、土砂の流出等のおそれはなく適当です。以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第10番 この件につきましては、昨年12月25日、●●●推進委員さん、私と事務局の4名で現地調査を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりでありまして、ご覧のように周りが農地に接していないところで、駐車場にするにも何の問題もないと思いますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。



(報告事案-1)

議長 議案第3号「農地法第3条第1項第13号の規定による届出について」を議題に供します。第1項から第4項までの説明をお願いします。

事務局 それでは議案第3号農地法第3条第1項第13号の規定による届出についてご説明いたします。議案は8ページです。

通常の3条による所有権移転であれば、農業委員会での議決が必要となり、許可も決議されてからとなりますが、農地利用集積円滑化団体又は、農地中間管理機構が行う農地売買事業につきましては、届出は必要ですが、許可不要案件となっております。

第1項から第4項まで、関連がありますので一括して説明します。

今回の案件につきましては、農業委員会のおっせん事業も行っており、1月9日におっせん会議を行い、●●●農業委員さん、●●●農業委員さんに出席いただいております。

萩市農業委員会におきまして、議案記載のとおり、地権者4名、●●●、登記・現況地目ともに田、面積754㎡ほか6筆、合計10,435㎡について、1月17日に●●●へ受理通知を渡す予定です。今後、土地所有者から一旦、●●●が購入し、のちに●●●へ売られることとなります。以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第3号の報告は終わります。

(報告事案-2)

議長 議案第4号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」を、議題とします。

第1項から第2項まで一括して説明をお願いします。

事務局 議案第4号第1項と第2項についてご説明いたします。議案は10ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

第1項、●●●、登記地目は田、現況は畑、面積172㎡の内66㎡、転用者は●●●の●●●さんで、転用目的は農機具倉庫と車庫です。届出地は、●●●から南東へ3.3kmに位置し、東側、西側、北側は水路、南側は転用者の農地となっています。

用排水ですが、雨水は自然流下で水路へ流入、汚水は発生しないので適当です。

被害防除については、切土、盛土は行わず、整地のみを行うもので、土砂の流出等のおそれはなく適当です。以上、届出がありましたので報告します。

(スクリーンに位置図を表示)

次に第2項、●●●、登記地目、現況地目ともに田、面積776㎡の内110㎡、転用者は●●●の●●●さんで、転用目的は農機具倉庫です。届出地は、●●●から東へ4kmに位置し、東側は河川、西側、南側は道路、北側は宅地となっています。

用排水ですが、雨水は自然流下で道路側溝へ流入、汚水は発生しないので適当です。

被害防除については、50cmの盛土を行うもので、土砂の流出等のおそれはなく適当です。以上、届出がありましたので報告します。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第4号の報告は終わります。

### (報告事案-3)

議 長 議案第5号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。第1項から第5項まで一括して、説明をお願いします。

事務局 議案第5号農地法第18条第6項の規定による通知について第1項から第5項まで一括してご説明いたします。議案は12ページからです。最初に議案の訂正をお願いいたします。12ページの第3

項の賃借人と賃貸人が逆になっておりますので、訂正をお願いします。

第1項、●●●、●●●、地目は登記・現況とも田、面積1, 137㎡外3筆、田の合計が、4, 115㎡、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は後継者と利用権設定されます。

第2項、●●●、●●●、地目は登記・現況とも田、面積5, 621㎡、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は別の耕作者と利用権設定されます。

第3項 ●●●、地目は登記、現況とも田、面積908㎡外3筆、田の合計が1, 562㎡、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は自作となります。

第4項、●●●、●●●、地目は登記・現況とも田、面積1, 796㎡外2筆、田の合計が4, 477㎡、賃借人は ●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●、●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は3条により別の耕作者が取得されます。

第5項、●●●、●●●、地目は登記・現況とも田、面積1, 804㎡、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●、●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は3条により別の耕作者が取得されます。以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 他に発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 それでは特に発言がないようですので、議案第5号の報告は終わります。

(報告事案-4)

議 長 議案第6号「現況確認書の交付について」を議題に供します。

議 長 第1項から第4項まで一括して、説明をお願いします。

事務局 それでは議案第6号についてご説明いたします。議案は15ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

第1項申請地は、●●●から北へ1.5kmに位置するこちらの着色した箇所となります。こちらを行くと、●●●の●●●になります。●●●、登記地目は畑、面積79㎡、申請人は●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は隣接する宅地と一体利用され、現在に至っているもので、12月25日に●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行ったところ、申請地は申立てどおり、木造瓦葺2階建ての住宅敷地の一部として一体利用されており、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

第2項申請地は、●●●から北東へ3.5kmに位置するこちらの着色した箇所となります。●●●から●●●に向かって行く、●●●の近くの山際になります。●●●、登記地目は畑、面積390㎡、申請人は●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は集団の農地の端にあり、山林と接しているため鳥獣害の影響があることから耕作されず、現在に至っているもので、1月8日に●●●委員さん、●●●委員さん、事務局とで現地調査を行ったところ、申請地は竹が繁茂しており、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

次に第3項申請地は、●●●から東へ2.6kmに位置するこちらの着色した箇所となります。●●●の方から●●●に向かって行くこちらになります。●●●、登記地目は田、面積16㎡、申請人は●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は長年道路として利用し、現在に至っているもので、1月9日に●●●委員さん、●●●委員さん、事務局とで現地調査を行ったところ、申請地は申立てどおり、道路の一部として利用されており、農地としての現況をとどめていないため非

農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

最後に第4項申請地は、●●●から東へ1.9kmに位置するこちらの緑で着色した箇所となります。先ほどの議案第1号台4項の近くになります。●●●、登記地目は田、面積356㎡外2筆、合計551㎡です。申請人は●●●の●●●さんです。

申立てによると、●●●及び●●●は県道を拡幅した際に分筆された畑の残地であり、●●●は長年耕作しておらず山林化し、現在に至っているもので、1月9日に●●●委員さん、●●●委員さん、事務局とで現地調査を行ったところ、申請地は申立てどおり、●●●は竹が繁茂しており、●●●は道路敷地と一体となっており、●●●は山林化し、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第6号の報告は終わります。

(報告事案-5)

議 長 議案第7号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題に供します。

議 長 事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第7号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてご説明いたします。議案は17ページをご覧ください。

昨年10月に他県で農業委員会会長が農地転用にかかる収賄容疑で逮捕されるなど、農業委員会関係の不祥事が続けて発生しています。

このことを踏まえ、昨年11月28日に開催された令和元年度全国農業委員会代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議されたところです。

行政委員会である農業委員会は、法令遵守による公正・公平な職

務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。このことを改めて確認するため、本案を決議していただくようお願いいたします。

なお、推進委員さんには書面でお知らせし、決議について同意をいただいております。

それでは、17ページを読み上げます。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い論理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い論理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。以上、よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第7号、農業委員会の法令遵守の申し合わせについて、萩市農業委員会として決議いたします。

議長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時55分 閉会

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

令和2年1月16日

萩市農業委員会会長 河岡兼雄

委員 矢次利典

委員 田村廣